社会福祉法人橅の森　役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

**（目的及び意義）**

第１条　この規程は、社会福祉法人橅の森（以下「法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

**（定義等）**

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

（３）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（４）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（５）報酬等とは、社会福祉法第４５条の３４第１項第３号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（６）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

**（報酬等の支給）**

第３条　役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

２　監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

３　第１項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては､報酬は支給しない。

**（報酬の額の決定）**

第４条　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

２　全理事の報酬総額は、年間４０万円以内とする。

３　全監事の報酬総額は、年間３０万円以内とする。

４　役員等の報酬の額は、別表第１に定めるとおりとする。

**（報酬の支給日）**

第５条　役員等の報酬は、職務執行の当日、支払うものとする。

**（報酬の支給方法）**

第６条　報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは､本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

２　報酬は､法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

**（費　用）**

第７条　役員等の費用は、別表第２に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

２　役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

**（公　表）**

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**（改　廃）**

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**（補　則）**

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

**附　則**

この規程は平成２９年６月２４日(評議員会の議決日)から施行する。

別表第１ 役員等の報酬の額（第４条第４項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 報酬の額 |
| 評議員 | 会議等への出席の都度：１人一律　手取り１万円 |
| 常勤役員 | 該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。） |
| 非常勤役員 | 会議等への出席の都度：１人一律　手取り１万円 |
| 監事 | 監査の都度：１人一律２万円 |

別表第２　費用（第７条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事　項 | 費用弁償額 |
| 会議等への出席 | １人一律　３千円（ただし交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とし、自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、1人２０円／ｋｍ又は公共交通機関利用の場合その実費とする。） |
| 県外出張 | 法人職員旅費規程に定める額 |
| 上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等） | 職務執行に必要な額 |